

大阪府教委

残業報告を義務づけ

教員の負担軽減狙う

多忙な業務で体調を崩す教員が増えていることなどから、大阪府教育委員会は府立学校の教員に、毎日の残業時間とその内容を記録して校長に提出させる新制度を導入した。特定の教員に過度の負担がかからないよう注意し、必要に応じて他の教員と仕事を分担させる狙いだ。

府教委によると、新制度は6月から実施。対象は、府立の高校と特別支援学校など計173校の教員約1万1千人。各教員が毎日の始業・終業時刻と残業時間を「勤務時間管理簿」に記録。残業の内容は「部活動」「校外巡視」などから選ぶ。校長は月1回、教員ごとの残業時間の集計表を作り、負担軽減の指導をする。府教委は小中学校で

も実施するよう府内全43市町村教委に通知した。府教委の導入のきっかけは、昨年10月の大阪高裁判決だ。京都市立小中学校の教諭9人の長時間労働をめぐる損害賠償請求訴訟で、同高裁は「市には、残業や休日出勤の常態化に対し改善を怠った完全配慮義務違反がある」と判断し、市に各教諭に55万円の

賠償を命じた。市教委は判決を受け、市内の一部の市立学校・園でタイムカードを試行。将来的には全教員への適用を目指す、としている。

文科省によると、教員は「一般の公務員のような勤務時間の管理はなじまない」として、残業時間を把握する仕組みがなく、「残業手当」も支給されていない。その代わりに月給に一律4%の「教職調整額」が上乗せされている。文科省が2006年度に実施した教員勤務実態調査（公立小中学校）によると、教員の残業は月平均34時間で、前回調査の40年前から4倍強に

増えた。大阪府教委が昨年11月に公立学校の教員3千人に実施したアンケートでは、回答者の58%が「こころの健康

に不安を感じる」と回答。原因について「勤務時間が長い、仕事量が多い」が最多で36%に上った。（左古将規）